

# 報道機関配付資料 安城市

件名 令和7年第4回安城市議会定例会提出  
議案等について

令和7年11月11日

令和7年第4回安城市議会定例会に提出する議案等について  
は、次のとおりです。

問合せ 安城市役所 行政課法規係

電話（直通） 0566-71-2208



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS



安城市LINE  
公式アカウント  
友だち募集中

# 令和7年第4回安城市議会定例会提出議案

議案		
条例改正	13	本
条例制定	1	本
補正予算	4	本
その他議案	3	本
諮問	1	本
合 計	22	本

## 【初日－21本】

### 条例の改正について

安城市職員の給与に関する条例の一部改正

安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

安城市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

安城市税条例の一部改正

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正

安城市立保育所の設置及び管理に関する条例及び安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

安城市行政財産目的外使用料条例の一部改正

安城市手数料条例の一部改正

### 条例の制定について

安城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

### 令和7年度補正予算について

一般会計

特別会計（2会計）

企業会計（1会計）

### その他議案について

工事請負契約の変更について

ソフトボール場A球場観客席及び屋根改修主体工事

指定管理者の指定について（安城市レジャープール）

指定管理者の指定について（堀内公園）

## 【最終日－1本】

### 諮問

人権擁護委員の推薦について

# 令和7年第4回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容				
1	議 案 番 号	第 号議案			
	議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について			
	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ市費負担教員以外の職員の給与を、愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p>1 市費負担教員以外の職員に係る給料表の改定 令和7年度以降の市費負担教員以外の職員に係る給料表の水準を平均3.3パーセント引き上げる（若年層に重点を置いて改定）。</p> <p>2 市費負担教員に係る給料表の改定 令和7年度以降の市費負担教員に係る給料表の水準を平均4.3パーセント引き上げる（若年層に重点を置いて改定）。</p> <p>3 期末手当及び勤勉手当の改定 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>				
摘要	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数
	令和7年度	期末	1.25月分 (支給済み)	1.275月分 (現行1.25月分)	2.525月分 (現行2.5月分)
	令和8年度以降	勤勉	1.05月分 (支給済み)	1.075月分 (現行1.05月分)	2.125月分 (現行2.1月分)
		計	2.3月分 (支給済み)	2.35月分 (現行2.3月分)	4.65月分 (現行4.6月分)
		期末	1.2625月分	1.2625月分	2.525月分
		勤勉	1.0625月分	1.0625月分	2.125月分
		計	2.325月分	2.325月分	4.65月分
	(2) 定年前再任用短時間勤務職員				
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数
	令和7年度	期末	0.7月分 (支給済み)	0.725月分 (現行0.7月分)	1.425月分 (現行1.4月分)
	令和8年度以降	勤勉	0.5月分 (支給済み)	0.525月分 (現行0.5月分)	1.025月分 (現行1月分)
		計	1.2月分 (支給済み)	1.25月分 (現行1.2月分)	2.45月分 (現行2.4月分)
		期末	0.7125月分	0.7125月分	1.425月分
		勤勉	0.5125月分	0.5125月分	1.025月分
		計	1.225月分	1.225月分	2.45月分
	<p>4 宿日直手当の改定 (1) 常直的な宿日直勤務以外の宿日直勤務 日額（限度額）4,400円→4,700円</p>				

摘要	<p>(2) 常直的な宿日直勤務 月額（限度額）22,000円→23,500円</p> <p>5 市費負担教員の教職調整額の改定 教職調整額の支給割合を給料月額の10%（現行4%）まで段階的に引き上げる。 ※令和8年から令和13年までの1年ごとに1%ずつ引き上げる。</p> <p>(施行日) 1、2及び4 公布の日（令和7年4月1日から適用） 3のうち令和7年度分 公布の日（令和7年12月1日から適用） 3のうち令和8年度以降分 令和8年4月1日 5 令和8年1月1日</p>													
	2	議案番号	第一号議案											
摘要	議案名	安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの期末手当を改定するもの</p> <p>特別職の職員で常勤のもの（市長、副市長及び教育長）の期末手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>1.725月分 (支給済み)</td> <td>1.775月分 (現行1.725月分)</td> <td>3.5月分 (現行3.45月分)</td> </tr> <tr> <td>令和8年度以降</td> <td>1.75月分</td> <td>1.75月分</td> <td>3.5月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和7年度分 公布の日（令和7年12月1日から適用） 令和8年度以降分 令和8年4月1日</p>			年度	6月期	12月期	年間支給月数	令和7年度	1.725月分 (支給済み)	1.775月分 (現行1.725月分)	3.5月分 (現行3.45月分)	令和8年度以降	1.75月分	1.75月分
年度	6月期	12月期	年間支給月数											
令和7年度	1.725月分 (支給済み)	1.775月分 (現行1.725月分)	3.5月分 (現行3.45月分)											
令和8年度以降	1.75月分	1.75月分	3.5月分											

仮番	内 容														
3	議 案 番 号	第 1 号議案													
	議 案 名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について													
	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの</p> <p>市議会議員の期末手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>年間支給月数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td><td>1.725月分 (支給済み)</td><td>1.775月分 (現行1.725月分)</td><td>3.5月分 (現行3.45月分)</td></tr> <tr> <td>令和8年度以降</td><td>1.75月分</td><td>1.75月分</td><td>3.5月分</td></tr> </tbody> </table>			年度	6月期	12月期	年間支給月数	令和7年度	1.725月分 (支給済み)	1.775月分 (現行1.725月分)	3.5月分 (現行3.45月分)	令和8年度以降	1.75月分	1.75月分	3.5月分
年度	6月期	12月期	年間支給月数												
令和7年度	1.725月分 (支給済み)	1.775月分 (現行1.725月分)	3.5月分 (現行3.45月分)												
令和8年度以降	1.75月分	1.75月分	3.5月分												
	<p>摘要 要</p> <p>(施行日) 令和7年度分 公布の日（令和7年12月1日から適用） 令和8年度以降分 令和8年4月1日</p>														
4	議 案 番 号	第 1 号議案													
	議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について													
	<p>個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を変更することに伴うもの</p> <p>次の1法人を加える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人 l i n k</td><td>安城市三河安城本町1丁目25番地 16</td></tr> </tbody> </table>			名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人 l i n k	安城市三河安城本町1丁目25番地 16								
名称	主たる事務所の所在地														
特定非営利活動法人 l i n k	安城市三河安城本町1丁目25番地 16														
	<p>摘要 要</p> <p>(施行日) 令和8年1月1日</p>														

仮番	内 容																																
5	議 案 番 号	第 号議案																															
	議 案 名	安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について																															
	人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特定任期付職員の給与を改定するもの																																
	<p>1 特定任期付職員の給料月額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000 円</td><td>405,000 円</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000 円</td><td>455,000 円</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000 円</td><td>508,000 円</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000 円</td><td>574,000 円</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000 円</td><td>655,000 円</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000 円</td><td>765,000 円</td></tr> <tr><td>7</td><td>864,000 円</td><td>893,000 円</td></tr> </tbody> </table>		号給	現行	改定後	1	392,000 円	405,000 円	2	440,000 円	455,000 円	3	492,000 円	508,000 円	4	555,000 円	574,000 円	5	634,000 円	655,000 円	6	740,000 円	765,000 円	7	864,000 円	893,000 円							
号給	現行	改定後																															
1	392,000 円	405,000 円																															
2	440,000 円	455,000 円																															
3	492,000 円	508,000 円																															
4	555,000 円	574,000 円																															
5	634,000 円	655,000 円																															
6	740,000 円	765,000 円																															
7	864,000 円	893,000 円																															
	<p>2 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和7年度</td> <td>期末</td> <td>0.95 月分 (支給済み)</td> <td>0.975 月分 (現行 0.95 月分)</td> <td>1.925 月分 (現行 1.9 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.875 月分 (支給済み)</td> <td>0.9 月分 (現行 0.875 月分)</td> <td>1.775 月分 (現行 1.75 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.825 月分 (支給済み)</td> <td>1.875 月分 (現行 1.825 月分)</td> <td>3.7 月分 (現行 3.65 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和8年度以降</td> <td>期末</td> <td>0.9625 月分</td> <td>0.9625 月分</td> <td>1.925 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.8875 月分</td> <td>0.8875 月分</td> <td>1.775 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.85 月分</td> <td>1.85 月分</td> <td>3.7 月分</td> </tr> </tbody> </table>		年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数	令和7年度	期末	0.95 月分 (支給済み)	0.975 月分 (現行 0.95 月分)	1.925 月分 (現行 1.9 月分)	勤勉	0.875 月分 (支給済み)	0.9 月分 (現行 0.875 月分)	1.775 月分 (現行 1.75 月分)	計	1.825 月分 (支給済み)	1.875 月分 (現行 1.825 月分)	3.7 月分 (現行 3.65 月分)	令和8年度以降	期末	0.9625 月分	0.9625 月分	1.925 月分	勤勉	0.8875 月分	0.8875 月分	1.775 月分	計	1.85 月分	1.85 月分	3.7 月分
年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数																													
令和7年度	期末	0.95 月分 (支給済み)	0.975 月分 (現行 0.95 月分)	1.925 月分 (現行 1.9 月分)																													
	勤勉	0.875 月分 (支給済み)	0.9 月分 (現行 0.875 月分)	1.775 月分 (現行 1.75 月分)																													
	計	1.825 月分 (支給済み)	1.875 月分 (現行 1.825 月分)	3.7 月分 (現行 3.65 月分)																													
令和8年度以降	期末	0.9625 月分	0.9625 月分	1.925 月分																													
	勤勉	0.8875 月分	0.8875 月分	1.775 月分																													
	計	1.85 月分	1.85 月分	3.7 月分																													
要	<p>(施行日)</p> <p>1 公布の日（令和7年4月1日から適用）</p> <p>2のうち令和7年度分 公布の日（令和7年12月1日から適用）</p> <p>2のうち令和8年度以降分 令和8年4月1日</p>																																

仮番	内 容	
6	議 案 番 号	第 一 号議案
	議 案 名	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
		<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び住登外者の管理に関する事務において個人番号の利用をすること等に伴うもの</p> <p>1 生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務において、個人番号の利用をし、及びその処理に市長が保有する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の利用をする旨の規定を削除する。  ※当該事務の個人番号の利用等については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において準法定事務として規定された。</p> <p>2 住登外者（本市の住民基本台帳に記録がされていない者等をいう。）の管理に関する事務において、個人番号の利用をし、及びその処理に市長が保有する特定個人情報の利用をする旨を規定する。  ※地方公共団体情報システムの標準化のため、住登外者を特定する番号を付番し、及び管理をするための機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）を実装し、個人番号の利用をする必要がある。</p> <p>3 法及び条例の規定により個人番号の利用をすることができる一定の事務において、保有する住登外者宛名番号管理機能による住登外者の管理に関する情報を利用することができる旨等を規定する。</p> <p>（施行日）  1 公布の日  2 及び3 令和8年2月1日</p>
7	議 案 番 号	第 一 号議案
	議 案 名	安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
		<p>一般職の常勤職員の宿日直手当の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬の限度額を改定するもの</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の報酬を次のように改定する。</p> <p>(1) 常直的な宿日直勤務以外の宿日直勤務に係る宿日直手当  日額（限度額）4,400円→4,700円</p> <p>(2) 常直的な宿日直勤務に係る宿日直手当  月額（限度額）22,000円→23,500円</p> <p>（施行日）  公布の日（令和7年4月1日から適用）</p>

仮番	内 容	
8	議 案 番 号	第 一 号議案
	議 案 名	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例及び安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>市立の保育所及び幼保連携型認定こども園を利用することができる者を明確にするもの</p> <p>1 市立の保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「市立保育所等」という。）において行う乳児等通園支援事業その他の通常の保育等以外の事業の利用者が、市立保育所等を利用することができることを明確にする。</p> <p>※乳児等通園支援事業とは、保育所等に入所していない乳児又は幼児（6か月以上3歳未満のものに限る。）に、保育所等において適切な遊び及び生活の場を与える等の援助を行う事業</p> <p>2 前項の事業に係る市立保育所等の利用に係る料金の額は、規則で定める額とする。</p> <p>3 所要の規定の整理をする。</p> <p>（施行日） 公布の日</p>
9	議 案 番 号	第 二 号議案
	議 案 名	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>放課後児童支援員となれる者の要件に関して、愛知県の区域に係る地域限定保育士を保育士と同様に扱うようとする。</p> <p>※地域限定保育士は、特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる。</p> <p>（施行日） 公布の日</p>

仮番	内 容	
10	議 案 番 号	第 一 号議案
	議 案 名	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>1 利用乳幼児について、母子保健法に基づく健康診査が行われた場合で相当と認められるときは、家庭的保育事業者等による健康診断を行わないことができるようする。</p> <p>2 家庭的保育事業等を行う場所に配置しなければならない職員の要件に関して、愛知県の区域に係る地域限定保育士を保育士と同様に扱うようする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
11	内 容	
	議 案 番 号	第 二 号議案
	議 案 名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	摘要	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>特定教育・保育施設である幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員が、教育・保育給付認定子どもにしてはならない心身に有害な影響を与える行為について、それぞれ関係する法律で虐待として規定された事項を引用するように改める。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

仮番	内 容										
12	議 案 番 号	第 一 号議案									
	議 案 名	安城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について									
	摘要	<p>児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの</p> <p>市が乳児等通園支援事業の認可をする際に適合を審査する基準であり、かつ、乳児等通園支援事業を行う者が遵守しなければならない基準を定める。</p> <p>※一般型乳児等通園支援事業所に係る乳児室の面積の基準を利用者1人につき3.3平方メートル以上とすること以外は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）と同じ内容</p> <p>(施行日) 公布の日</p>									
	要										
13	議 案 番 号	第 二 号議案									
	議 案 名	安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について									
	摘要	<p>安城市立中学校体育館の空調設備の目的外使用に係る使用料を定めるもの</p> <p>安城市立中学校体育館の空調設備の目的外使用に係る使用料を次のように定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積1,000平方メートル以上の施設</td> <td>1時間</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>面積1,000平方メートル未満の施設</td> <td>1時間</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 令和8年3月8日</p>	区分	単位	金額	面積1,000平方メートル以上の施設	1時間	1,100円	面積1,000平方メートル未満の施設	1時間	550円
区分	単位	金額									
面積1,000平方メートル以上の施設	1時間	1,100円									
面積1,000平方メートル未満の施設	1時間	550円									
	要										

仮番	内 容	
14	議 案 番 号	第 　号議案
	議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	<p>建築基準法施行令の改正に伴うもの</p> <p>引用する建築基準法施行令の条項名を変更する。</p> <p>別表第4中「第137条の12第6項」→「第137条の12第11項」  「第137条の12第7項」→「第137条の12第12項」</p> <p>(施行日)  公布の日</p>	
要		
15	議 案 番 号	第 　号議案
	議 案 名	令和7年度安城市一般会計補正予算（第4号）について
	<p>資料別添</p>	
要		

仮番	内 容	
	議 案 番 号	第 号議案 ・ 第 号議案
16	議 案 番 号	第 号議案 ・ 第 号議案
17	議 案 名	令和 7 年度安城市特別会計補正予算について
	次の 2 会計	
	国民健康保険事業 (第 1 号)	
	介護保険事業 (第 2 号)	
		資料別添
	摘要	
	要	
18	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和 7 年度安城市企業会計補正予算について
	水道事業 (第 1 号) の 1 会計	
		資料別添
	摘要	
	要	

仮番	内 容	
19	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	工事請負契約の変更について
		令和7年第2回定例会において議決された工事請負契約の額を変更するもの
		<p>ソフトボール場A球場観客席及び屋根改修主体工事</p> <p>変更前金額 443,080,000 円</p> <p>変更後金額 ●●●, ●●●, ●●● 円</p> <p>増 領 ●●, ●●●, ●●● 円</p>
摘要		
要		
20	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	指定管理者の指定について
		安城市レジャーポールの指定管理者の指定をするもの
		<p>1 指定をする団体 T A C ・ テルウェル共同事業体</p> <p>2 指定の期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日</p>
摘要		
要		

仮番	内 容	
21	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	指定管理者の指定について
摘要	堀内公園の指定管理者の指定をするもの	
	<p>1 指定をする団体 愛知スイミング・コニックス共同企業体</p> <p>2 指定の期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日</p>	
摘要		
22	議 案 番 号	諮問第 号
	議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘要	委員 榎原昭二の任期満了（令和8年3月31日）に伴う後任の推薦	
	<p>人権擁護委員 任期 3年 委員数 8人 要件 安城市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員</p>	
摘要		

令和7年度12月補正予算 総括表

(単位:千円)

区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	合 計
一 般 会 計		84,898,664	1,742,000	86,640,664
特別会計	國 民 健 康 保 険 事 業	15,003,000	83,951	15,086,951
	土 地 取 得	1,000	0	1,000
	有 料 駐 車 場 事 業	238,000	0	238,000
	介 護 保 険 事 業	11,962,500	4,576	11,967,076
	後 期 高 齢 者 医 療	3,373,000	0	3,373,000
	小 計	30,577,500	88,527	30,666,027
企業会計	水 道 事 業	4,921,000	14,600	4,935,600
	下 水 道 事 業	6,794,000	0	6,794,000
	小 計	11,715,000	14,600	11,729,600
合 計		127,191,164	1,845,127	129,036,291

# 令和7年度12月補正予算 総括資料

(単位:千円)

区分	補正額	財源内訳	
		一般財源	特定財源
一般会計	1,742,000	繰越金 1,110,034	国庫支出金 404,607 県支出金 227,348 寄附金 11 計 631,966
特別会計	国民健康保険事業	83,951	一般会計繰入金 4,874 繰越金 79,077
	介護保険事業	4,576	保険料 30 国庫支出金 50 県支出金 25 一般会計繰入金 4,471
企業会計	水道事業	14,600	営業収益 14,600
合計		1,845,127	

## 令和7年度12月補正予算 繰越明許費計算書

(単位:千円)

会計	款	項	事業名	繰越明許 金額	左の財源内訳					事業内容	
					既収入	未収入特定財源			一般財源	工事等内訳	金額
						特定財源	国県支出金	地方債			
一般会計	40 土木費	20 都市計画費	社会資本整備促進事業 (都市計画課)	23,000	0	15,000	0	0	8,000	委託料 負担金	15,000 8,000
一般会計	50 教育費	30 保健体育費	屋外体育施設管理事業 (スポーツ課)	25,800	0	0	0	0	25,800	工事費	25,800
一般会計	50 教育費	30 保健体育費	スポーツセンター施設管理事業 (スポーツ課)	15,000	0	0	0	0	15,000	修繕料	15,000
合計				63,800	0	15,000	0	0	48,800		63,800

## 令和7年度12月補正予算 債務負担行為補正一覧表

追 加

(単位:千円)

区分	事 項	期 間	限度額	事 業 内 容
<b>【一般会計】</b>				
臨 時	証明書自動交付機器購入事業	令和7年度～令和8年度	5,500	証明書自動交付機器の購入
	小 計		5,500	
管 指 理 定	堀内公園管理事業	令和7年度～令和9年度	174,000	堀内公園の指定管理委託
	レジャープール施設管理事業	令和7年度～令和12年度	543,000	レジャープールの指定管理委託
	小 計		717,000	
合 計			722,500	

## 令和7年度12月補正予算 寄附充当一覧表

(単位:千円)

寄附者	歳入予算				充当事業				担当課	
	款項目		説明	補正額	款項目		事業名	【参考】 歳出予算額		
イトヨーカドー労働組合 安城支部	80	5	15	障害者福祉費寄附金	11	15	5	10	障害者通所支援事業 2,718,503	障害福祉課
			計	11						

## 令和7年度12月補正予算 人事院勧告に基づく会計年度任用職員人件費の増額対応一覧表

(単位:千円)

会計名	補正前 予算額	補正額	補正後 予算額	補正額の内訳			
				01 報酬	02 納料	03 職員手当等	04 共済費
一般会計	3,880,336	325,166	4,205,502	148,076	49,828	114,262	13,000
国民健康保険事業特別会計	21,212	1,374	22,586	956	0	418	0
介護保険事業特別会計	59,932	3,376	63,308	2,326	0	1,050	0
合計	3,961,480	329,916	4,291,396	151,358	49,828	115,730	13,000

# 令和7年度 12月補正予算 主要事業概要

(単位:千円)

事業名	補正額	財源	内容						
<b>【一般会計】</b>									
<b>【職員人件費】</b>									
1 職員人件費	435,300	一般財源 435,300	(増) 職員人件費 435,300						
<b>【05 議会費】</b>									
2 議会総務事務	1,163	一般財源 1,163	(増) 議員期末手当 989 など						
<b>【10 総務費】</b>									
3 庁舎施設管理事業	2,700	一般財源 2,700	(臨) 庁舎設備修繕料 2,700						
4 戸籍住民基本台帳等各種証明書交付事務	3,209	一般財源 3,209	<p><b>【債務負担行為】 (臨時)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証明書自動交付機器購入事業</td> <td>令和7年度 5 令和8年度</td> <td>千円 5,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>	事 項	期 間	限度額	証明書自動交付機器購入事業	令和7年度 5 令和8年度	千円 5,500
事 項	期 間	限度額							
証明書自動交付機器購入事業	令和7年度 5 令和8年度	千円 5,500							
<b>【15 民生費】</b>									
5 福祉のこころの啓発事業	1,000	一般財源 1,000	(増) ボランティア活動振興補助金 1,000						
6 社会福祉協議会運営支援事業	15,000	一般財源 15,000	(増) 補助金 15,000						

# 令和7年度 12月補正予算 主要事業概要

(単位:千円)

事業名		補正額	財源	内容	
7	国民健康保険事業特別会計 繰出事務	4,874	一般財源 4,874	(増) 国民健康保険事業特別会計繰出金	4,874
8	障害者通所支援事業	400,000	国庫支出金 200,000 県支出金 100,000 寄附金 11 一般財源 99,989	(増) 障害者通所扶助費	400,000
9	障害者グループホーム事業	160,000	国庫支出金 80,000 県支出金 40,000 一般財源 40,000	(増) 障害者共同生活援助扶助費	160,000
10	障害者手当等支給事業	10,000	国庫支出金 4,607 県支出金 143 一般財源 5,250	(増) 特別障害者手当 (増) 障害児福祉手当 (増) 障害者扶助料	4,000 3,000 3,000
11	子ども医療費助成事業	60,000	県支出金 18,000 一般財源 42,000	(増) 医療扶助費	60,000

# 令和7年度 12月補正予算 主要事業概要

(単位:千円)

事業名		補正額	財源	内 容
12	精神障害者医療費助成事務	20,000	県支出金 4,000 一般財源 16,000	(増) 医療扶助費 20,000
13	後期高齢者福祉医療費助成事業	20,000	県支出金 5,000 一般財源 15,000	(増) 医療扶助費 20,000
14	介護保険事業特別会計繰出事務	4,471	一般財源 4,471	(増) 介護保険事業特別会計繰出金 4,471
15	地域介護予防活動支援事業	1,000	一般財源 1,000	(増) 介護予防業務委託料 1,000
16	福祉の拠点づくり事業	5,500	一般財源 5,500	(増) 社会福祉会館指定管理委託料 1,000 (増) 中央老人福祉センター指定管理委託料 2,000 (増) 北部福祉センター指定管理委託料 1,350 (増) 中部 " 1,150
17	児童デイサービス事業	240,000	国庫支出金 120,000 県支出金 60,000 一般財源 60,000	(増) 障害児通所扶助費 240,000
18	児童センター事業	5,669	一般財源 5,669	(増) 中央児童センター運営委託料 500 (増) 西部 " 700 (増) 安祥 " 500 など

# 令和7年度 12月補正予算 主要事業概要

(単位:千円)

事業名		補正額	財源	内容								
<b>【20 衛生費】</b>												
19	廃棄物処理施設整備事業	1,000	一般財源	(臨) 環境クリーンセンター拡張用地物件移転補償費		1,000						
<b>【40 土木費】</b>												
20	堀内公園管理事業	債務負担行為		<b>【債務負担行為】(指定管理)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堀内公園管理事業</td> <td>令和7年度 ～ 令和9年度</td> <td>千円 174,000</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	期 間	限度額	堀内公園管理事業	令和7年度 ～ 令和9年度	千円 174,000
事 項	期 間	限度額										
堀内公園管理事業	令和7年度 ～ 令和9年度	千円 174,000										
<b>【50 教育費】</b>												
21	屋外体育施設管理事業	25,800	一般財源	(増) ソフトボール場改修工事費		25,800						
22	レジャープール施設管理事業	債務負担行為		<b>【債務負担行為】(指定管理)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レジャープール施設管理事業</td> <td>令和7年度 ～ 令和12年度</td> <td>千円 543,000</td> </tr> </tbody> </table>			事 項	期 間	限度額	レジャープール施設管理事業	令和7年度 ～ 令和12年度	千円 543,000
事 項	期 間	限度額										
レジャープール施設管理事業	令和7年度 ～ 令和12年度	千円 543,000										
23	スポーツセンター施設管理事業	8,056	一般財源	(増) プール可動床修繕料		7,500 など						

# 令和7年度 12月補正予算 主要事業概要

(単位:千円)

事業名	補正額	財源	内容
<b>【特別会計】</b>			
24 国民健康保険事業特別会計	83,951	繰入金 一般財源	<p><b>【歳入】</b>            (増) 一般会計繰入金 4,874            (増) 繰越金 79,077</p> <p><b>【歳入合計】</b> 83,951</p> <p><b>【歳出】</b>            (増) 総務費 4,874            (増) 国民健康保険事業費納付金 79,077</p> <p><b>【歳出合計】</b> 83,951</p>
25 介護保険事業特別会計	4,576	国庫支出金 県支出金 繰入金 一般財源	<p><b>【歳入】</b>            (増) 介護保険料 30            (増) 国庫支出金 50            (増) 県支出金 25            (増) 一般会計繰入金 4,471</p> <p><b>【歳入合計】</b> 4,576</p> <p><b>【歳出】</b>            (増) 総務費 4,446            (増) 地域支援事業費 130</p> <p><b>【歳出合計】</b> 4,576</p>

# 令和7年度 12月補正予算 主要事業概要

(単位:千円)

事業名	補正額	財源	内 容
<b>【水道事業会計】</b>			
26 収益の收支	14,600	営業収益 14,600	<p><b>【収益の収入】</b> (増) 水道料金 14,600</p> <p><b>【収益の収入合計】</b> 14,600</p> <p><b>【収益の支出】</b> (増) 職員人件費 14,600</p> <p><b>【収益の支出合計】</b> 14,600</p>